

ゼロカーボンシティの実現に向けた包括連携協定書

菊川市（以下「甲」という。）と鈴与商事株式会社（以下「乙」という。）は、ゼロカーボンシティの実現に向け、密接な連携と協力をするため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接な連携と協力をすることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、脱炭素社会の実現・エネルギーの地産地消・持続可能なまちづくりに資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 市域への再生可能エネルギー設備の導入促進に関する事項
- (2) 次世代の育成に向けた環境教育の推進に関する事項
- (3) その他菊川市のゼロカーボンシティ実現に資する取組に関する事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

3 具体的な取組内容、実施方法、経費負担等は、甲と乙が合意の上、別途個別契約を締結するものとする。なお、乙は当該連携事項における実施内容により、乙の関係会社又は第三者に連携事項の一部又は全部を再委託することができるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（反社会勢力の排除）

第4条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 齧迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前2号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定の遂行により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）

の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、開示者の書面による事前承諾なしに、第三者に開示・漏洩又は本協定に定める以外の目的のために使用しないものとする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を所持する。

令和5年8月8日

<甲>

静岡県菊川市堀之内6.1

菊川市長

菊川市長

<乙>

静岡県静岡市清水区入船町11番1号

鈴与商事株式会社

代表取締役社長

伊藤正彦